国立大学法人電気通信大学特殊勤務手当支給細則

平成16年 4月 1日 改正 平成18年 4月 1日 平成19年 4月 1日 平成30年 3月30日

(総則)

第1条 給与規程第20条の規定による特殊勤務手当の支給については、別に定める場合 を除き、この細則の定めるところによる。

(特殊勤務手当の種類)

- 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
 - 一 高所作業手当
 - 二 極地観測手当

(高所作業手当)

- 第3条 高所作業手当は、総務部施設課又は総務部経理調達課に所属する職員が地上15 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う営繕工事の監督作業を行った場合に支給す る。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円。)とする。ただし、作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の手当額は、この細則の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

(極地観測手当)

- 第4条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。
- 2 前項の手当額は、業務に従事した日一日につき、職員の職務の級に応じて次に定める額(越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額)とする。
 - イ 一般職本給表(一) 7級以上の級、教育研究職本給表5級 4,100 円
 - 一般職本給表(一)6級、5級、4級及び教育研究職本給表4級、3級3,100円
 - ハ 一般職本給表(一)3級及び教育研究職本給表2級 2,400 円
 - 二 一般職本給表(一)2級及び教育研究職本給表1級 2,000 円
 - ホ 一般職本給表(一)1級 1,900 円

(特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿)

第5条 学長は、別に定める様式の特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、特殊勤務手当に関し必要な事項は、 学長が定める。

附則

- この細則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成30年4月1日から施行する。